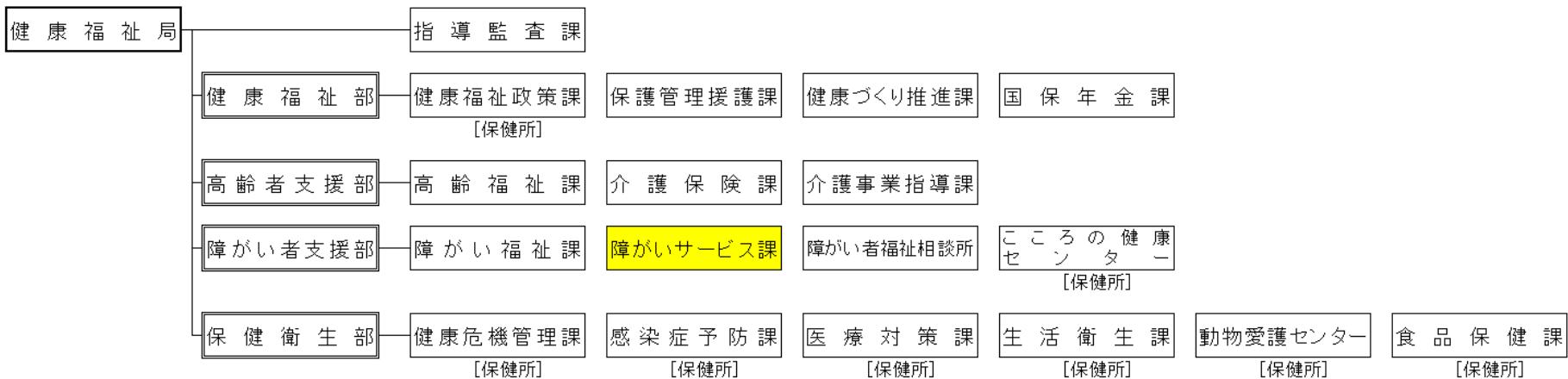


令和7年度の組織改編の概要について

○ 障がい福祉課を障がい福祉課及び障がいサービス課に再編しました。

- ・障がい者雇用、虐待対応やサービス事業所への実施指導など、増加する喫緊の課題に的確に対応するため組織体制を強化

■熊本市機構図(抜粋) 令和7年(2025年)4月1日現在



※ 障がい福祉課の主な所掌事務

障がい者の意思疎通支援及び移動支援、障がい者に対する理解促進及び権利擁護、障がい者雇用及び就労支援
障がい者に対する各種手当や日常生活用具等の助成制度 など

※ 障がいサービス課の主な所掌事務

障害福祉サービス事業所の指定、廃止及び指導、自立支援給付費の請求審査や支払 など